相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市大沢六丁目五四五番地、最後の住所東京都三鷹市大沢六丁目三番一五号
被相続人　亡　箕輪　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市岡部町内谷六二一番地一、最後の住所東京都板橋区西台一丁目一六番四―一〇四号　被相続人　亡　山田　達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪一丁目一五番、最後の住所東京都港区高輪一丁目一五番三―一一四号
被相続人　亡　森　華子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地
新聞之新聞ビル三〇五号室菅野綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区宇田川町八四番地、最後の住所東京都杉並区和泉三丁目三九番二号
被相続人　亡　有田　稲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字東新堂二四七番地、最後の住所東京都青梅市新町一丁目一二番地の一三サンハイツ河辺パートⅡ一〇三
被相続人　亡　上田　惠得

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階吉祥寺市民法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市秋津町一丁目三一番地三、最後の住所東京都東村山市栄町三丁目一七番地七　タカギ八坂マンション一〇四
被相続人　亡　久保　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡松田町寄四〇八一番地一、最後の住所神奈川県足柄上郡松田町寄四〇八一番地一　被相続人　亡　島村欽是郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
神奈川県小田原市栄町二―一二―四〇
相続財産管理人　椎野正己司法書士法人
代表社員　椎野　正己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市本町二丁目七番地、最後の住所神奈川県横須賀市本町二丁目七番地
被相続人　亡　大河原千民

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
神奈川県横須賀市富士見町二丁目七二番地　森コーポ二階
相続財産管理人　弁護士　角井　駿輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町一丁目八番地一〇、最後の住所横浜市旭区中白根一丁目七番五号　白根台ハイツ二〇三
被相続人　亡　川本　功夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地　横浜エクセレントⅢ九階
相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦二六三七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水吉　雄三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
新潟市中央区医学町通二番町七四番地　バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市坂町一八五四番地一、最後の住所新潟県村上市坂町一八四八番地
被相続人　亡　榎本　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
事務所新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号　相続財産管理人　司法書士　武藤　譲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市松岡三三番地八、最後の住所静岡県富士市松岡三三番地の八
被相続人　亡　保岡　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十四日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号小長谷・石野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤田　峻弘

第39期決算公告

平成29年10月24日　東京都新宿区箪笥町35番地
グローバル電子株式会社
代表取締役　松田　樹一

貸借対照表の要旨　（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,776,279	流動負債	2,785,082
固定資産	1,031,180	固定負債	2,282,179
繰延資産	7,722	株主資本	2,721,415
		資本金	83,000
		資本剰余金	336,175
		その他資本剰余金	336,175
		利益剰余金	2,308,819
		利益準備金	21,250
		その他利益剰余金	2,287,569
		（うち当期純利益）	(133,677)
		自己株式	△6,579
		評価・換算差額等	26,504
		有価証券評価差額金	26,504
合計	7,815,182	合計	7,815,182